

## 公益財団法人大阪観光局と奈良県との連携協定書

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年(2024年)5月14日

(甲) 大阪府大阪市中央区南船場4-4-21

公益財団法人 大阪観光局 理事長

構 炎 宏

(乙) 奈良県奈良市登大路30番地

奈良県知事

山 下 真

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙がパートナーとして、広域観光ルートにおける密接な連携により、訪日外国人旅行者をはじめとする交流人口の拡大を推進し、もって地域の成長・発展を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲および乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し取組を進める。

- (1) 観光データの利活用に関すること
- (2) 高付加価値旅行者の誘客に関すること
- (3) ナイトタイムエコノミー(夜の観光)の推進に関すること
- (4) デジタル技術等を活用した戦略的なプロモーション・情報発信に関すること
- (5) 大阪・奈良を巡る広域観光ルートの開発に関すること
- (6) 「日本みどりのプロジェクト」に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な施策に関すること

2 甲および乙は、前項に掲げる事項を効率的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な協力内容については、甲および乙合意の上決定する。

(秘密保持)

第3条 この協定に基づく、甲および乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の継続及び見直し等)

第4条 本協定は、甲および乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとする。

2 甲および乙のいずれかから、協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。